合 併 契 約 書

○○株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社◯◯（以下「乙」という。）は、両社の合併（以下「本合併」という。）に関して次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条　甲および乙は合併して、甲は存続し、乙は解散する。

２ 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（１）吸収合併存続会社（甲）

商号 ○○株式会社

住所 ○県○市○町○番○号

（２）吸収合併消滅会社（乙）

商号 株式会社◯◯

住所 ○県○市○町○番○号

第２条 甲は、本合併に際し、普通株式○株を発行し、本合併の効力発生日（以下「効力発生日」という。）前日最終の乙の株主名簿に記載された各株主（甲及び乙を除く。）に対して、その所有する乙の普通株式に代えて、当該普通株式○株につき甲の普通株式○株の割合（以下「割当比率」という。）をもって割当交付する。

２ 甲が発行する株式数の合計に１株未満の端数が発生した場合には、これを切り上げることとし、乙の株主に対して交付する株式数に１株未満の端数が生じた場合には、これを一括売却又は買受けをし、その処分代金を端数を生じた株主に対して、その端数に応じて分配する。

３ 本合併に際して発行する甲の新株式に対する利益又は剰余金の配当は、効力発生日から起算する。

第３条 甲が合併により増加すべき資本金等の取扱いは、次のとおりとする。ただし、効力発生日前日における乙の資産及び負債の状態により、甲及び乙が、協議の上、これを変更することができる。

（１）増加する資本金の額 金○○万円

（２）増加する資本準備金の額 金○○万円

（３）増加するその他資本剰余金の額会社計算規則第◯条の株主資本等変動額から上記（１） 及び（２）の額を減じて得た額

第４条 本合併の効力発生日は、令和○年○月○日とする。ただし、前日までに合併に必要な手続が遂行できないときは、甲及び乙が、協議の上、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

 第５条 乙は、令和○年○月○日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日において甲に引き継ぐ。

２ 乙は、令和○年○月○日以降、効力発生日前日に至るまでの間に生じたその資産、負債の変動については、別に計算書を添付して、その内容を甲に明示しなければならない。

第６条 甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日前日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって各業務を遂行し、かつ一切の財産の管理を行う。

第７条 甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として雇用する。

２ 甲が引き継ぐ前項の従業員の勤続年数は、乙の計算方式による年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議して決定する。

第８条 甲と乙は、本合併につき承認を得るため、令和○年○月○日までに、それぞれ株主総会の承認を得るものとする。

第９条 この契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲若しくは乙の資産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合又は隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲及び乙が協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第10条 本契約に規定のない事項又は本契約書の解釈に疑義が生じた事項については、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ解決する。

第11条 本契約は関係官庁の認可を受けることができない場合又は甲乙々の株主総会の承認を得ることができない場合には、その効力を失うものとする。

本契約の締結を証するため本書２通を作成し、各自記名押印の上、各１通を保有する。

令和○年○月○日

（甲） ○県○市○町○番○号

 ○○株式会社

代表取締役 ○○ ○○

（乙）○県○市○町○番○号

 ◯◯株式会社

代表取締役 ○○ ○○